

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、**追加で給付を行うもの**です。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

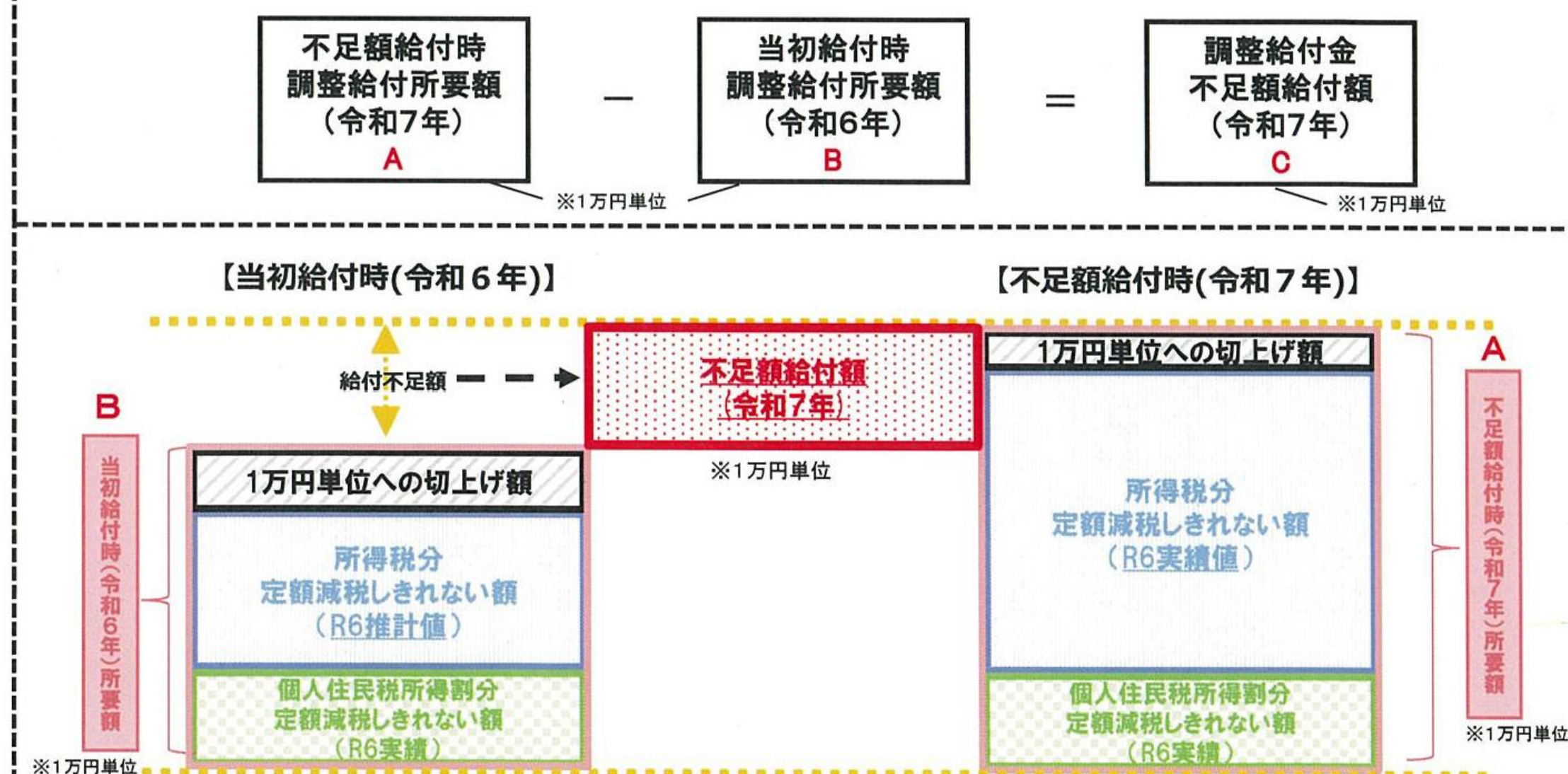
- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

- 例**
- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
 - 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

対象者の方には千早赤阪村から書類をお届けします。

(1)届いた書類が「支給確認書」もしくは「申請書」(口座情報の記載がない)の場合

●給付金を受け取るには返送が必要です。

●確認書、申請書の記載事項をご確認のうえ、口座情報など必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返送ください。

【返送が必要なもの】

①支給確認書もしくは申請書

②本人確認書類の写し(本人及び代理人のマイナンバーカード、運転免許証等のコピー)

③振込先口座確認書類の写し(振込先口座の通帳やキャッシュカードの金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分のコピー)

【申請期限】

令和7年11月30日(日)※当日消印有効

※期限を過ぎてからの申請は受け付けられません。

【支払予定日】

確認書もしくは申請書を受付した日からおおむね1か月程度で口座振り込みいたします。

※支給完了通知は送付しません。

※記載事項や添付書類に不備がある場合、振込までに時間を要する場合があります。

(2)届いた書類が「おしらせ」(口座情報の記載がある)の場合

●「おしらせ」に記載している金額を、令和7年11月20日(木)に振り込みします。

●給付金を受け取るために、お手続きは必要ありません。

※支給完了通知は送付しません。

※振込額、振込先等に異議、相違がある場合は令和7年10月31日(金)までにご連絡ください。



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 千早赤阪村役場

算出方法、給付額 : 税 務 課 電話0721-72-0083

口座番号の変更、手続き : 総務政策課 電話0721-72-0081

受付時間9:30~17:00(土日祝を除く)